



# 化学肥料低減定着対策事業のご案内



肥料価格高騰対策事業の一環として、「化学肥料の2割低減に向けた地域の取組」を支援する追加対策を実施します。

## 支援の対象となる農家

都城市内に居住する農業者



## 支援の対象となる経費

①レンゲ(緑肥種子)購入費

②可変施肥機又は局所施肥機(ライムソワー、ドローンなど)導入費

支援の対象は、令和5年6月から令和6年1月末日までに購入したものが対象です。

②に関しては令和6年1月末日までに売買契約を締結したもので、令和6年3月末日までに納品するものに限りです。

## 支援の内容

対象経費の2分の1以内を支援金として交付します。

## 申請に必要なもの

① レンゲ(緑肥種子)購入の場合

- ◆ 化学肥料低減定着対策事業実施計画書(実績報告書) …添付資料 別紙1
- ◆ レンゲ(緑肥種子)の請求書又は領収書等  
※購入日、購入者名、販売店名、購入品目、購入数量、購入費が確認できるもの
- ◆ 支援金の振込口座の通帳の表紙及び次ページのコピー

② 可変施肥機又は局所施肥機(ライムソワー、ドローンなど)導入の場合

- ◆ 化学肥料低減定着対策事業実施計画書(実績報告書) …添付資料 別紙2
- ◆ 対象機械購入の契約書、領収書又は請求書等  
※契約日、納品日、購入額が確認できるもの
- ◆ 肥料散布機械の三社見積及びパンフレット
- ◆ 支援金の振込口座の通帳の表紙及び次ページのコピー

## 受付日程及び受付場所

期間: 令和5年10月23日(火)から令和6年1月31日(水)まで  
時間: 8時30分から17時まで (土日祝日、閉庁日を除く)

場所: 都城市 農業再生協議会(高城総合支所1階)

〒885-1295 都城市高城町穂満坊306 電話: 36-5133

都城市 農産園芸課(都城市役所4階)

〒885-8555 都城市姫城町6街区21号 電話: 23-3154